

新見市教育委員会 10月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年10月18日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	山 縣 晴 美
教育総務課長	谷 本 隆 之
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和5年10月18日(水) 午後3時30分から午後4時18分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

谷本課長

(新見市教育委員会 9 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

正村教育長

前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

正村教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議第 4 0 号 新見市学校給食支援事業補助金交付要綱の制定について

正村教育長

それでは 6 の議事に移ります。
議第 4 0 号の説明をお願いいたします。

黒川課長

議第 4 0 号 新見市学校給食支援事業補助金交付要綱の制定について説明いたします。

資料の 1 ページをご覧ください。

第 1 条にあります要綱の趣旨につきましては、原油価格及び物価が高騰している状況において、学校給食の食材費を補助することで、給食の質と量を担保し、保護者の負担軽減を図ることを目的としております。

第 3 条、第 4 条のところにあります、交付対象となる経費につきましては、令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに提供する学校給食に使用する食材費です。

補助金の額につきましては、先ほど部長が申し上げましたが、1 食当たり 1 5 円を、この 1 5 円というのは、学校給食に使用する食材費の高騰部分として積算しております。

交付申請及び実績報告につきましては、資料の 3 ページから 7 ページの様式を定め、本日、協議をしていただきまして、正式に運用に向けて動き出したいというふうに考えております。

なお、施行期日は公布の日で、有効期限は令和6年3月31日としております。

以上です。

正村教育長

事前に送付させていただいておりますが、委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。

松井職務代理者

一食あたり15円ということですが、妻もすぐ10月1日から物価が上がったと言ってるんですけど、15円程度の補助で本当に保護者負担が増えるということはないんですか。もし保護者負担を増やさざるを得ないということであれば、もうちょっと何とかならないのかなということと、この1食あたり15円っていうのは、その日その日で計算して、15円を超えない場合とか、いろいろその辺のメニューによってあると思うんですけど、この期間均してみても1食あたり15円ということなのか、それとも、本当に1食あたりの分を計算して15円、この日は13円とかいうふうになっているのか、細かいことですが、ちょっと教えてもらえればと思ったわけです。

山縣部長

15円っていうのは、平均して15円と言うことです。今年度からここに上がってない部分で、今までガス代とかが高騰してるところもあったので、そこも給食費の方で負担していただいたんですが、今年度から燃料費のガス代とかも公費で賄うことになってます。なので、4月からはそのガス代のところの10円を公費で負担して、保護者負担は今まで通りというのがあります。

また、10月からの食材の高騰についてはさらにここで15円を上限に、補助していくという形になっておりまして、給食センターの試算では15円で何とか質と量が担保できるということになっております。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

なかなかこの給食運営委員会も大変なんです。年間で余らせてもいけないし、赤字になってもいけないし。安定してる時は別にいいんですけど、これだけ物価が上がってきたら、質も落としてはいけないし、どこから購入するのがいいとか、栄養価を落とさず、給食費の値上げをしないようにという努力を本当に皆さんされてます。

物価がどんどん上がってる心配な面もあるんですけど、それを上限として、工夫を何とかできそうだとということなので、よろしくお願ひします。

外にございますでしょうか。
無いようですので議第40号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第40号は承認といたします。

議第41号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について

正村教育長

次に、議第41号の説明をお願いします。

木下課長

それでは議第41号 新見市公民館条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本市が進める住民自治を基本とした地域と行政との協働によるまちづくりの取組により、現在唐松地区に新見市唐松地域づくりセンターの整備を進めております。

この地域づくりセンターは、地域運営組織が住民相互の交流の場として、地域づくり活動、生涯学習活動、それから地域福祉活動など、住民福祉の増進を図る施設であり、市民センターこれは市長部局の総務課になりますけども、市民センターそれから当課が所管する公民館、これを併設することとなっております。

この度、この当該センターの整備により、公民館機能も、現公民館の位置から当センターへ移行することとなり、これに伴って、唐松公民館の所在地を変更するための改正をおこなうものでございます。

お配りしてあります資料の1ページをご覧ください。これは地域づくりセンター条例の位置等の一部を改正する条例ということで、12月市議会定例会に上程させていただく予定の議案の形で今回お示しさせていただいております。公民館条例の部分も併せて一括でさせていただくこととしておりまして、該当部分は第3条の新見市公民館条例の一部改正ということで、別表第1、これは2ページの新旧対照表をご覧ください。この表の2番目、新見市唐松公民館、この位置でございます。新見市唐松2761番地、これは現在の公民館の位置でございます。今現在建設中の地域づくりセンターの位置が、新見市唐松2744番地となりますので、条例の方もこちらに改正をするという内容でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員	(はいの声)
正村教育長	では、議第41号について承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	それでは、議第41号は承認といたします。

報第20号 新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について

正村教育長	次に、報第20号の説明をお願いいたします。
黒川課長	<p>報第20号新見市放課後児童健全育成事業費補助金取扱要領の一部を改正する要領について説明させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>これは令和5年10月1日から、岡山県の最低賃金が932円に引き上げられることに伴い、最低賃金を下回る放課後児童補助員の賃金単価を改定するものでございます。</p> <p>なお改定後の賃金単価940円につきましては、市の会計年度任用職員の改定単価に合わせております。</p> <p>以上です。</p>
正村教育長	委員の皆さんから何かご質疑ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)

報第21号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

正村教育長	次に、報第21号の説明をお願いいたします。
谷本課長	<p>報第21号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について、ご説明させていただきます。</p> <p>8月定例教育委員会においてご承認いただいております。</p> <p>令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告令和4年度事業につきまして、この度公立大学法人の原田信之様、そして元小学校長の小林義宏様に評価を依頼しましたところ、冊子の40ページ以降にございます通り、ご意見が提出され、冊子としてまとめましたので、ご報告をさせていただきます。帰られましてお目通しいただければと思います。</p>

なお、今後この冊子につきましては、市長及び新見市議会へ提出するとともに、市のホームページで公表する予定としておりますことを申し添えます。

以上でございます。

正村教育長

原田先生、それから、小林先生のお2人からいただきました外部評価について、本当にいろんなご意見をいただいているのでありがたいなというふうに見させていただきました。この評価につきましては、皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。お持ち帰りの上、また概要の方は見ていただけたらと思います。

委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。

7 閉 会

正村教育長

10月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時18分)